

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要

1. 趣旨

- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「規程」という。）について、所要の改正を行う。

2. 内容

- 地方公務員法の一部を改正する法律において、定年退職者等の再任用制度の規定が削除されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）においても、第2条第2項第3号の「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項」、及び第42条第2項第3号の「国家公務員法第81の4第1項」が削除される。
- 施行令第2条第2項第3号において、「その他主務省令で定める」とされていたものについては、これまで規程第2条の2第2項において規定していたところであるが、施行令の改正に伴い、同項第1号及び第2号に定める下記の規定を施行令に規定することから、規程から削除する。
 - ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号
 - ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号また、地方公務員法の一部を改正する法律の経過措置として現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が措置される（同法附則第4条又は第5条）ことに伴い、当該規定を規程に追加する。
- 施行令第42条第2項第3号において、「その他主務省令で定める」とされていたものについては、これまで規程第179条の6において規定していたところであるが、施行令の改正に伴い、同条第2号に定める「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109条）第7項第1項第1号」を施行令に規定することから、規程から削除する。
 - また、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の経過措置として現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が措置される（同法附則第4条）ことに伴い、当該規定を規程に追加する。

3. 施行期日等

- 公布日：令和5年3月31日
- 施行期日：令和5年4月1日